

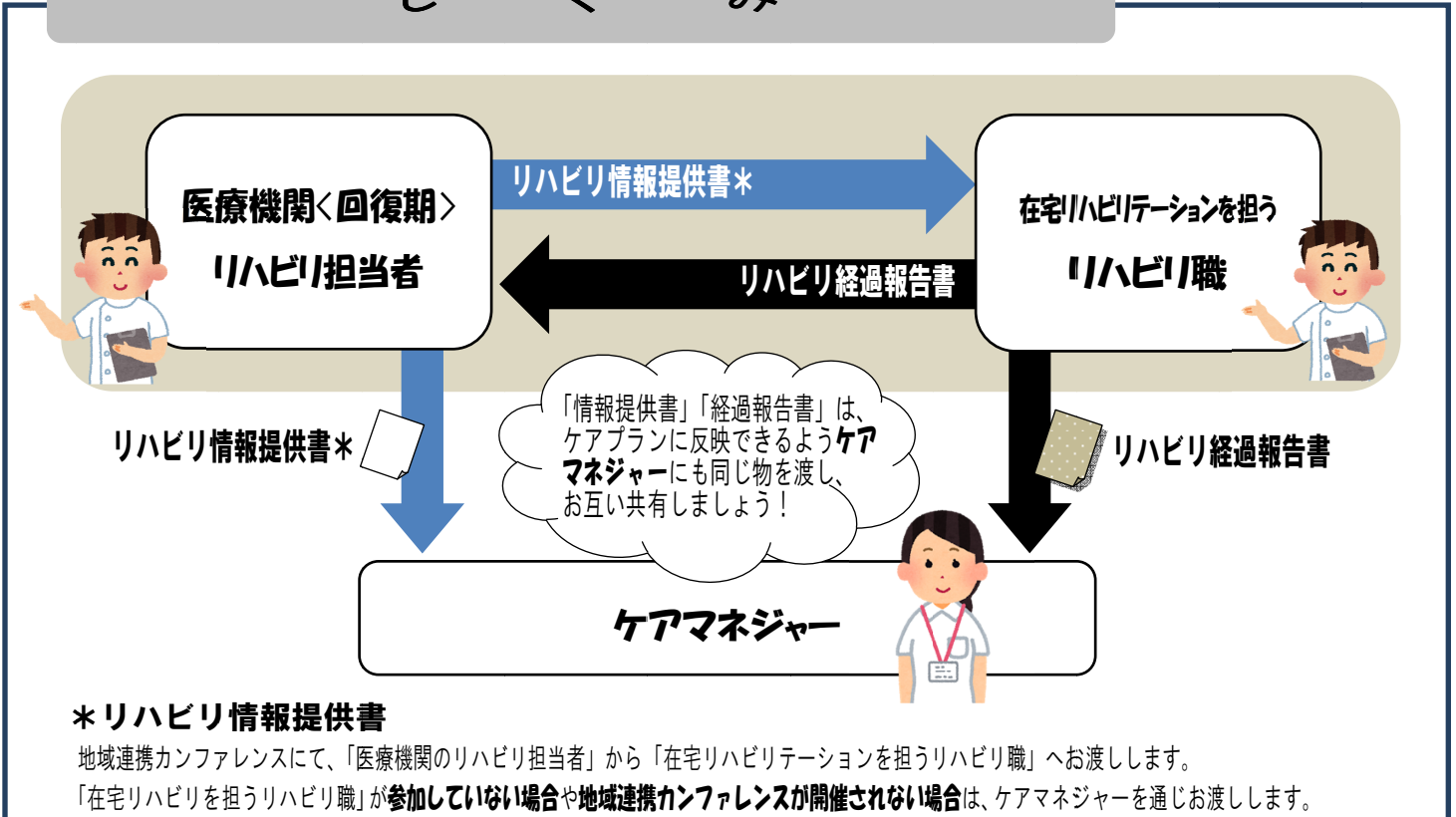
リハビリ経過報告書 について <お願い>

在宅でリハビリテーションを担う皆さまへ

医療機関から **リハビリ情報提供書** により情報を受けとった場合、退院後 **3か月を目途に**、その後のリハビリ経過や生活機能の変化について、**リハビリ経過報告書** を利用し、情報提供元の**医療機関および担当ケアマネジャー**（いない場合は地域包括支援センター）へ**経過報告**くださいますようご協力をお願いします。



し く み



連携ツールの目的

リハビリ情報提供書

医療機関でのリハビリ情報（予後予測含む）を退院後のケアプランに反映できるように、情報を提供する

リハビリ経過報告書

退院後の情報を病院担当者に返すことで、より情報共有・連携に努める

連携ツールが誕生した経緯

平成19年度のモデル事業より「病院から在宅への一貫したリハビリを考えるワーキング」を開始。「リハビリテーション」という言葉に「医療も介護もないはず!」をスローガンに地域連携カンファレンスを通じて「顔の見える関係づくり」を検討。そこでツールの必要性を痛感し、**和泉市全体で共通の「リハビリ情報ツール」が誕生!**



詳細や報告書フォーマットは、和泉市ホームページをご覧ください。

アドレス
<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/ikigaibu/koureikaigo/gyoumu/kaigohoken/kaigohokennjigyouusa/iryokaigorenkei.html>



【問】和泉市高齢介護室 高齢支援担当
医療・介護連携グループ

TEL 0725-99-8132 / FAX 0725-40-3441

和泉市医療と介護の連携推進審議会（詳細は裏面参照）

和泉市にできた医療と介護に関わる条例って？

「和泉市市民を中心とした 医療と介護の連携推進条例」

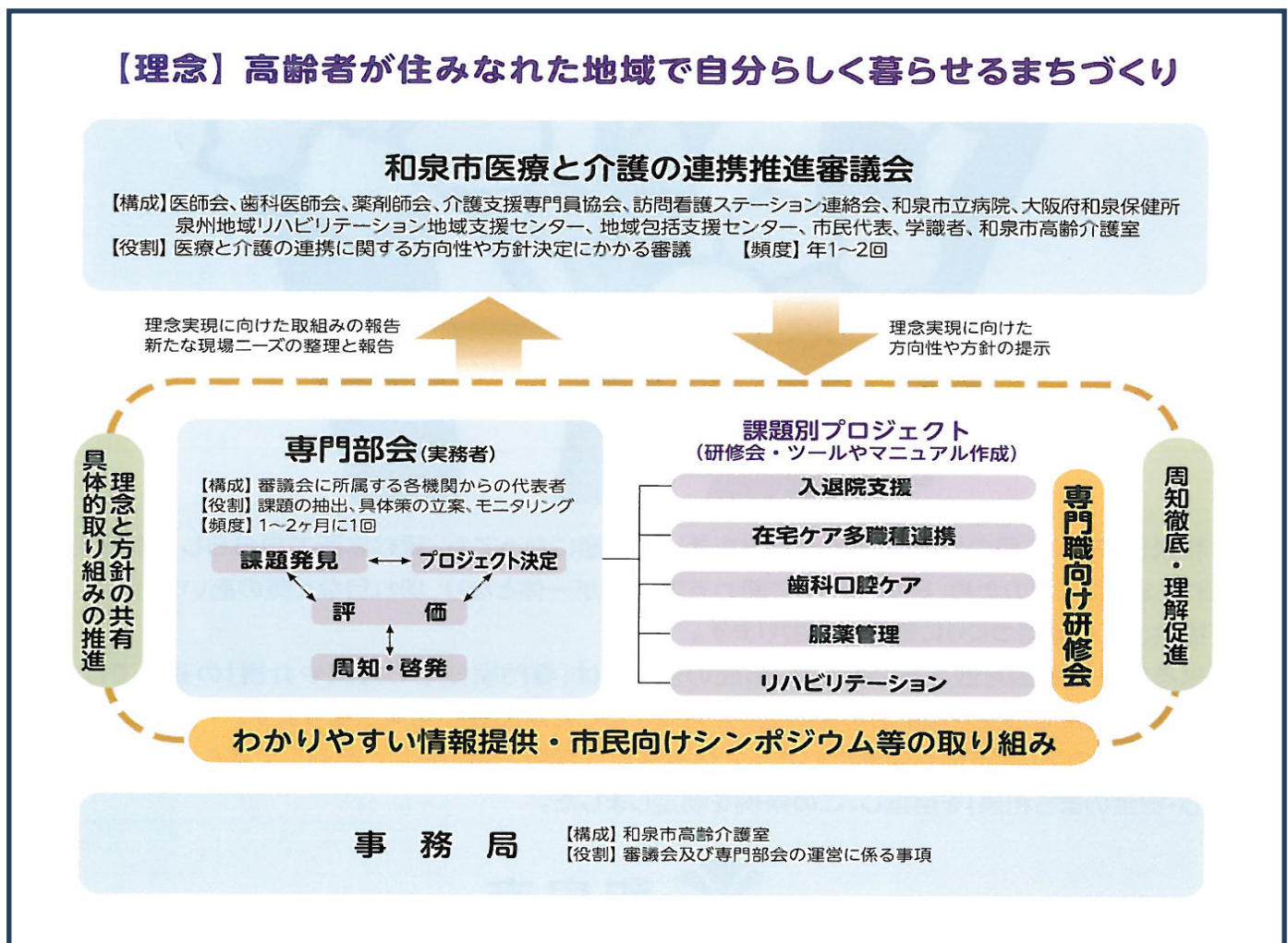
市民の皆さんが病気や寝たきりの状態になっても、望む場所で自分らしく療養生活を送れるまちづくりのため、医療と介護に関わる専門職が一体となり、切れ目なく質の高い包括的な支援が提供される体制づくりに取り組んでいます。

来る超高齢社会を迎えるにあたり、市民の皆さんは「専門家任せの医療や介護」の姿勢ではなく、「自分の人生を自ら生きるための主体性」を発揮することが必要不可欠となります。

この認識の下に「市民が生涯にわたって住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができる安心・安全のまち和泉」を目指し、この条例を制定しました。(平成25年4月1日施行)

どんな取り組みをしているの？

理念実現に向け市長の附属機関として「審議会」を設置、方向性や方針の提示を受け「専門部会」は下記の5つの課題別領域についてツールの開発や研修会、市民を対象にしたシンポジウムの開催など、医療と介護の連携を推進する具体的な取り組みを行っています。



和泉市医療と介護の連携推進審議会

- 和泉市医師会 ○大阪介護支援専門員協会和泉支部 ○和泉市歯科医師会 ○和泉市薬剤師会
- 和泉保健所管内訪問看護ステーション連絡会 ○泉州地域リハビリテーション地域支援センター
- 公募市民 ○大阪府和泉保健所 ○学識経験者 ○地域包括支援センター

【事務局】 和泉市生きがい健康部 高齢介護室 <TEL> 0725-99-8132